

履修の手引き

目次

大学における履修概要	9
1. 学年・学期	
2. 修業年限・在学年限	
3. 休業日	
4. 授業時間	
5. 休講・補講	
6. 気象警報・災害等発生時における休講の連絡方法	
7. 欠席をした場合の対応	
履修について	10
1. 単位の付与	
2. 科目区分と必要単位	
3. 履修に関する留意事項	
4. 年間履修単位の制限	
5. 他大学等における授業科目の履修・単位認定等	
6. 履修登録の方法	
7. 履修登録した科目の確認・変更	
試験・成績評価・単位認定について	12
1. 期末試験	
2. 追試験	
3. 再試験	
4. 試験に関する注意事項	
5. レポート等の提出	
6. 成績評価	
7. 単位認定	
8. GPA(Grade Point Average)制度について	
卒業要件・学位・資格について	14
1. 卒業要件	
2. 取得可能な学位・資格	
授業・臨地実習について	15
1. クラス・グループ別授業	
2. 「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」の履修方法	
3. 演習	
4. 臨地実習	
5. 応用看護の3分野の選択	
6. 海外語学研修について	
7. ふくい地域創生士について	

履修の手引き

■大学における履修概要

1. 学年・学期

本学は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を学年とし、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から3月31日までを後期としています。

2. 修業年限・在学年限

本学の修業年限(卒業の要件となる在学年限)は4年です。また在学年限(在学できる年数の上限)は8年です。ただし、休学した期間はこれらの年数に算入されません。

3. 休業日

次に掲げる日は、授業を行いません。ただし、特別な事由(実習・集中講義・オリエンテーション等)がある場合には授業を行う場合があります。休業日については、オリエンテーションの時に配布される授業カレンダーで確認してください。

- ・土曜日、日曜日及び祝日
- ・春季休業日
- ・夏季休業日
- ・冬季休業日

4. 授業時間

授業は、毎週決められた曜日・時間に行われる通常講義と、数日間に集中して行われる集中講義があります。本学では1時限を90分とします。授業時間については、次のとおりです。

時 限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
授業時間	9:30~11:00	11:10~12:40	13:20~14:50	15:00~16:30	16:40~18:10

5. 休講・補講

大学の行事、担当教員の業務の都合等により、授業が休講になる場合があります。休講となった授業については、補講が行われます。休講・補講については、学生ポータルサイト等で通知しますので、確認してください。

6. 気象警報・災害等発生時における休講の連絡方法

休講については、午前7時の段階で敦賀市内に出されている警報の発令を元に判断します。休講の判断が出された場合、学生ポータルサイトや個別のメールアドレス及び大学HPを利用して、速やかに学生に通知されます。

自然災害やその他の災害・事故などの突発的な問題によって休講の処置が必要となった場合も、同様の連絡方法で通知しますので、確認してください。

履修の手引き

7. 欠席をした場合の対応

授業は出席することを原則とします。欠席の場合は、科目担当教員に欠席届を提出してください。なお、病気や入院などで欠席が続く場合は、欠席届に履修登録科目名を列記し、診断書を添えて教務学生課に提出(郵送でも可)してください。感染症に罹患した場合は、「健康管理について【7.感染症】」のページを参照してください。

■履修について

授業科目の履修登録は、単位を修得するために欠かせない手続きです。期日までに履修登録の手続きを行わないで授業を受けても単位を修得できません。履修登録科目は、教育課程、シラバス、時間割等によって決定してください。

1. 単位の付与

授業科目の履修登録を行い、授業に出席し、試験に合格することで所定の単位が付与されます。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない場合、授業料を納入していない場合には、単位が与えられません。

本学の授業科目の単位計算は以下の基準によるものです。

- ・講義及び演習については15時間又は30時間までの範囲で本学が定める授業時間をもって1単位とします。
- ・実習又は演習については30～45時間の範囲で本学が定める授業時間をもって1単位とします。
- ・本学では、1時限の授業を90分とし、2時間とみなします。

2. 科目区分と必要単位

本学の科目は、「一般教養科目」、「専門基礎科目」、「看護専門科目」で構成されています。それぞれの科目には、必修科目と選択科目があります。

必修科目とは、卒業までの間に必ず履修し、単位を修得しなければならない科目です。選択科目とは指定された科目群から、選択して受講できる科目です。卒業に必要な単位数には選択科目の単位数も加算されます。選択科目を選ぶにあたっては、シラバスを見ながら、興味関心のある科目を選んで受講してください。

選択必修科目とは、指定された選択科目であって、必ず履修し、単位を修得しなければならない科目です。授業科目一覧を参照してください。

3. 履修に関する留意事項

授業科目を履修する上で、以下の点に留意してください。

(1) シラバスの見方について

シラバスは学生ポータル「履修支援サービス」から閲覧できます。受講するにあたっては必ず読んでください。シラバスには、授業科目名、開講時期、担当教員、科目の目的・概要・授業内容などが記載されています。「教科書・参考書等」の欄に教科書と書かれている書籍は授業で使用しますので、購入してください。

「成績評価・基準・方法」には、該当科目の評価方法が記載されています。

履修の手引き

「履修要件」には、該当授業科目を履修するにあたり、先に単位を取得しておかなければならない授業科目や、特定の選択科目もあわせて履修したほうが望ましい授業科目などについて記載されています。また、「留意事項」には、該当科目で準備が必要な事項などが記載されています。

(2)履修ができない科目について

次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができません。

- ①在学年より上級の学年に配当されている授業科目
- ②既に単位を修得した授業科目
- ③授業時間が重複する授業科目

(3)選択科目の開講について

履修登録者が著しく少数の場合、科目によっては開講しないことがあります。

4. 年間履修単位の制限

1年間に履修できる授業科目の単位数の上限は、前期・後期あわせて46単位です。この単位数には不合格となった科目及び出席不良等により評価対象外となった科目を含みます。また、福井県内の大学等間単位互換制度を用いて他大学で科目を受講する場合も、本学とあわせて上限46単位です。

既履修単位の認定(履修規程第8条)にて認定された単位数に関しては、この制限の適用外です。

5. 他大学等における授業科目の履修・単位認定等

(1)既修得単位の認定

既修得単位とは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業の要件となる単位として認めるものです。ただし、認定単位数の上限は30単位です。

既修得単位認定の申請は入学時にのみ受け付けます。認定申請の希望者は教務学生課に相談してください。

(2)福井県内大学等間単位互換制度

福井県では、他大学等の授業科目を履修し、そこで修得した単位を在籍する大学の単位として認定する制度があります。制度の利用希望者は申請書を前期、後期それぞれの出願期間内に教務学生課に提出してください。申請書に基づき教授会で本学の授業科目として読み替えられるか否かを認定します。

対象大学等は以下のとおりです。

福井大学、福井県立大学、福井工業大学、仁愛大学、仁愛女子短期大学、福井医療大学、福井工業高等専門学校

(3)F スクエア(大学連携センター)で開講されている科目について

F スクエアは、福井県内の全ての大学、短期大学、高等専門学校の学生が集い、学べる拠点として、福井県がアオッサ(AOSSA)7階に整備した共通のサテライトキャンパスです。F スクエアでの講義を受講希望する方は教務学生課に申し出てください。開講科目や時間割は教務学生課にお問い合わせいただくか、F スクエアのホームページ等を参照してください。

履修の手引き

6. 履修登録の方法

前期、後期それぞれに履修しようとする授業科目の届出をします。必修科目、選択科目、選択必修科目のいずれも登録が必要です。集中講義(実習を含む)についても、同様です。クラス・グループ別の授業については、あらかじめクラス・グループを指定しますので、それに従って届出をしてください。

また、授業科目によっては、履修要件が定められているものがあるので注意してください。事前にどの科目を履修しておく必要があるかは、シラバス等を確認してください。

履修登録期間は、前期、後期の授業開始日から1週間です(履修規程第3条)。各学期開始時に履修登録表を配布しますので、必要事項を明記の上、教務学生課に提出してください。

7. 履修登録した科目の確認・変更

やむを得ない事由があるときは、授業開始日から2週間以内であれば変更又は取消しをすることができます。履修科目の変更又は取消しが必要な場合には、必ず変更届を提出してください。

履修登録に関する具体的な期日は、各学期開始時のガイダンス、掲示等でお知らせします。

■試験・成績評価・単位認定について

授業科目を履修した後、修得状況を評価し単位を認定します。単位認定の方法として、レポート・小テスト・期末試験があります。期末試験には、筆記試験や技術試験などがあります。評価の結果の成績は、A、B、C、Dで示され、合格した学生には、所定の単位が与えられます。

1. 期末試験

期末試験は、授業科目修了の認定として、学期末の試験期間中に行われます。期末試験実施時には、本人確認のため学生証を必ず持参してください。期末試験の日程は試験の2週間前までに、大学事務局の掲示板等でお知らせします。

科目によっては、期末試験期間外に実施する場合がありますので、該当科目の教員の指示に従ってください。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない場合は、受験資格が与えられません。

2. 追試験

病気、災害その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった場合は、当該授業科目の担当教員及び学部長の承認が得られた場合に限り、追試験を受けることができます。

この場合、1週間以内に追試験願と医師の診断書、その他の理由の場合にあっては理由書及び証明書等の提出が必要です(履修規程第9条)。

3. 再試験

試験を受験して不合格となった場合の再試験は、原則として行いません(履修規程第10条)。

履修の手引き

4. 試験に関する注意事項

- ① 教室内に掲示してある座席表に従い、学籍番号順に着席すること。選択科目で試験監督者が座席の移動等を指示した場合は、それに従うこと。
- ② 学生証は必ず携帯し、机の上の見やすい位置に写真の部分を表にして置くこと。
- ③ 机の上に置けるもの(学生証、筆記用具等)以外の所持品については、すべてかばん等に入れて、試験監督者の指示に従うこと。
- ④ 携帯電話等の通信機器については、電源を切り、かばん等にしまうこと。
- ⑤ 受験者は、20分を経過した場合の入室は認めない。また、試験開始後30分までは、退出できない。
- ⑥ 不正行為があると認められた者は、当該学期に履修したすべての授業科目について、単位を与えない(履修規程第11条)。

*不正行為とは以下の行為です。

- ・参照を許可されていない書籍、ノートその他の物件を試験中に参照すること。
 - ・机、身体、所持品、用紙、書籍等に、解答に役立つ可能性のある文字・記号を記載し、試験中にそれを参照することができるような状態の下で受験すること。
 - ・他人に代わって受験すること、又は他人を代わりに受験させること。
 - ・試験中に、他人の答案を見ること、他人に答案を見せること、又は他人が自己の答案を見ている状態を放置すること。
 - ・試験中に音声、動作、メモその他の伝達手段により、解答に役立つ情報を伝えること、又はそのような行為を共謀し、助勢し、要求し、もしくは加担すること。
 - ・携帯電話等の通信機器を使用し試験に有効な情報を入手すること。
 - ・その他、健全な大学人としての常識に照らし、明らかに公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をすること。
- ⑦ その他については、試験監督者の指示に従うこと。

5. レポート等の提出

レポート等を提出する際にメールボックスへの提出を指示される場合があります。メールボックスは教務学生課に設置されていますので、提出物と提出先をよく確認し所定のメールボックスへ提出してください。

6. 成績評価

成績は授業科目ごとに評価され、評点とともに次のように成績表及び成績証明書に記載されます。

判定	合格			不合格	※評価対象外
評点	80点以上	80点未満 70点以上	70点未満 60点以上	60点未満	点数なし
成績表	A	B	C	D	E
成績証明書	A	B	C	記載されません	記載されません

※出席時間数が該当授業科目の全時間数の3分の2に満たない場合は、評価対象外(E)とする。

履修の手引き

7. 単位認定

授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位が与えられます。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない場合、授業料を納入していない場合には、単位を与えません。

8. GPA(Grade Point Average)制度について

GPAとは、各科目の成績評価を点数(Grade Point)に置き換えて単位数を掛け、その総和を履修した単位数の合計で割った平均点(Average)であり、学修成果を示す指標の一つとなります。選択科目も算入されます。GPAは成績表に記載されます。

成績評価と GP(Grade Point)の対応

成績評価	A	B	C	D
GP	4	2	1	0

計算式

$$\text{GPA} = \frac{\text{【各履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数】の合計}}{\text{履修した科目の単位数の合計}}$$

※既修得単位は GPA に算入されません。

※評価対象外(E判定)となった科目は GPA に算入されません。

※D評価を受けた科目を再履修した場合、再履修した方の成績のみ GPA に算入されます。

※他大学の科目等で卒業要件として認められない科目は GPA に算入されません。

■卒業要件・学位・資格について

1. 卒業要件

卒業に必要な単位数(卒業要件単位数)は、以下の表に示すとおり、一般教養科目 30 単位、専門基礎科目 24 単位、看護専門科目 76 単位をあわせた 130 単位です。

卒業要件単位数

区分	必修科目	選択科目	合計
一般教養科目	9	21	30
	外国語は必修科目を含む8単位以上を修得すること		
専門基礎科目	20	4	24
看護専門科目	62	14※	76
	※選択必修の 災害看護学 及び 救急看護学実習 又は 在宅看護学Ⅱ 及び 在宅看護学実習Ⅱ 又は 災害看護学 及び 地域看護学実習Ⅰ を修得すること		
合計	91	39	130

履修の手引き

2. 取得可能な学位・資格

(1) 学位

学士(看護学)

(2) 資格・免許

① 看護師国家試験受験資格

看護師国家試験受験資格を得るためには、本学の卒業要件を満たすことが必要です。

② 保健師国家試験受験資格

保健師国家試験受験資格を得るためには、下記の地域看護学に関連する科目を履修し、さらに卒業要件を満たすことが必要です。(授業科目一覧の◎科目)

- ・保健医療福祉行政論
- ・保健統計学
- ・地域看護学活動論Ⅱ
- ・健康支援論
- ・産業看護論
- ・地域看護学実習Ⅰ
- ・地域看護学実習Ⅱ
- ・地域看護管理実習
- ・災害看護学

③ 養護教諭二種免許

養護教諭二種免許を得るためには、下記科目(授業科目一覧の△科目)の単位を修得し、保健師国家試験に合格後、申請することが必要です。

- ・日本国憲法
- ・健康とスポーツ

■ 授業・臨地実習について

1. クラス・グループ別授業

「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、「体育実技」、「看護キャリアゼミⅠ」、「看護キャリアゼミⅡ」の授業科目は、クラスやグループに分かれて授業を行います。2クラスに分かれる授業科目は、それぞれ開講時間が異なりますので注意してください。

看護キャリアゼミについては、各グループに分かれてゼミが開始されますので、該当グループの教室に集合してください。

2. 「英語Ⅲ」、「英語Ⅳ」、「中国語Ⅰ」、「中国語Ⅱ」の履修方法

2年次に配当されている外国語科目の履修方法は、「英語Ⅲ」と「英語Ⅳ」又は「中国語Ⅰ」と「中国語Ⅱ」の組み合わせを原則とします。

履修の手引き

3. 演習

演習科目では、90分授業を2時限続きに行われることがあります。特に看護専門科目の演習科目を履修する際には、その演習に適した服装などの指示がありますので、指示に従って、演習にふさわしい身だしなみで受講してください。小グループに分かれて、変則の時間配分で複数の演習室や教室を使用する場合もありますので、スケジュール、教室等を確認して受講してください。

4. 臨地実習

臨地実習は、下表に示すように、基礎看護、領域別看護、応用看護・統合看護の順に実施し、基礎から応用へと積み重ね方式で展開されます。なお、3・4年次に開講される実習を履修するためには、各実習の履修要件と以下の要件を満たす必要があります。

3年次実習	<ul style="list-style-type: none"> ①基礎看護学実習Ⅰ、Ⅱの単位を修得していること。 ②1年から3年前期までの一般教養科目を含めた必修科目において、未修得科目が4科目以上ないこと。 ③各実習の履修要件はシラバスを確認すること。
看護マネジメント実習 応用看護分野別実習	<ul style="list-style-type: none"> ①3年次開講の実習を4科目以上修得していること。

臨地実習の留意事項については、後日配布される臨地実習共通要項に記載されていますので、熟読してください。さらに、領域別看護実習等の各臨地実習開始前には該当科目の実習ガイダンスを行い、その場で該当科目の実習要項が配布されます。実習施設への移動は、原則として公共交通機関等を利用します。交通費は自己負担です。

また、学生自身の健康と臨地実習で関わる対象者の方々の健康を守るために、入学後の健康診断の時に、感染症対策として抗体価検査を義務付けています。抗体価が低い場合は、安全が担保できないため実習が行えない場合がありますので、ワクチンの接種が必要となります。抗体価検査及びワクチン接種の費用は自己負担です。

4年間の臨地実習展開表

基礎看護		領域別看護		応用看護	統合看護
1年生(7月)	2年生(8月)	3年生 (10月～2月)	4年生(4月～8月)		
基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ	周手術期看護学実習 慢性看護学実習 老年看護学実習Ⅰ 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習Ⅰ	老年看護学実習Ⅱ	救急看護学実習 災害活動実習 在宅看護学実習Ⅱ 地域看護学実習Ⅰ 地域看護学実習Ⅱ 地域看護管理実習	看護マネジメント実習

履修の手引き

5. 応用看護の3分野の選択

本学の特徴は、応用看護として救急・災害看護学、在宅看護学、地域看護学の3分野があり、いずれかの分野を選択して履修します。

救急・災害看護学分野又は在宅看護学分野の学生で、救急看護学を受講する学生は、AHA BLSヘルスケアプロバイダーの認定が得られます。

地域看護学分野では、保健師資格に関連した科目(授業科目一覧の◎科目)の単位を修得することで保健師国家試験の受験資格が得られます。

各分野の学生の人数は、救急・災害看護学分野18名程度、在宅看護学分野18名程度、地域看護学分野を20名程度、とします。2年修了時に学生間で希望調査を実施して決定します。特定の分野を希望する学生が多数いる場合は選考して決定することもあります。

応用3分野は下記の分野ごとに指定された科目の履修が求められます。

分野	分野ごとに履修が求められる科目
救急・災害看護学	放射線と健康 救急看護学 災害看護学 救急看護学実習 災害活動実習
在宅看護学	在宅看護学Ⅱ ターミナル看護 地域医療連携システム論 在宅看護学実習Ⅱ
地域看護学	保健医療福祉行政論 保健統計学 地域看護学活動論Ⅱ 健康支援論 産業看護論 地域看護学実習Ⅰ 地域看護学実習Ⅱ 地域看護管理実習 災害看護学

①実習を履修するためには、各シラバスの履修要件を確認すること。

②在宅看護学分野、地域看護学分野の学生も災害活動実習を履修することができる。

ただし、災害看護学の単位を修得していること。

履修の手引き

6. 海外語学研修について

休業期間を利用して、希望者に対し海外語学研修を実施します。(一定の人数に満たない場合は実施しません。)滞在はホームステイ形式で、以下の目的に重点を置いて研修を行います。

- ①英語圏の日常生活で使用する英語ならびに看護専門英語の集中訓練
- ②国際理解能力を高めるための異文化体験

※諸事情により中止となる場合があります。

7. ふくい地域創生士について

福井県では、「知と人材の集積拠点」である県内全ての高等教育機関の力を福井県の地方創生に活かすため、県内大学等と産業界・医療界・金融界・自治体からなる新たな協議体として、令和3年度に「未来協働プラットフォームふくい」を設立しています。その事業の一環として、福井県内の高等教育機関では地域の課題解決等に取り組み、地域創生に寄与することができる人材を輩出することを目的とした「ふくい地域創生士」の認定をしています。「ふくい地域創生士」の認定を希望する方は教務学生課窓口までお問い合わせください。

本学でのふくい地域創生士の認定条件は下記のとおりです。

(1)地域志向科目 12 単位以上を取得すること

(2)地域でのインターンシップ、PBL(課題解決型学習)、地域貢献活動又は研究成果等の実績があること

※消防団活動、地域・在宅ケア研究センターのボランティア活動等が該当します。

なお、本学の地域志向科目については下記のとおりです。

科目名	単位	配当学年		科目名	単位	配当学年	
敦賀の歴史と文化*	2	1年	後期	精神看護学概論	1	2年	前期
疫学	2	2年	後期	地域・在宅看護学概論	2	1年	後期
公衆衛生学	2	2年	後期	地域看護学活動論 I	1	2年	後期
老年看護学概論	1	1年	後期	地域医療連携システム論*	1	2年	前期

*は選択科目

2月-3月に実施される、県内企業との意見交換会やふくい地域創生士の認定式にも出席できることが望ましいです。(実施時期は変更となる場合があります。)